

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」等 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」等について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- （１）意見募集期間：令和８年８月２５日（火）から令和８年９月２３日（水）まで
- （２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム

2. 提出された意見数

71 件

3. 御提出いただいた御意見と当該御意見に対する考え方

次頁から、御提出いただいた御意見と当該御意見に対する考え方を記載いたしました。

※御提出いただいた御意見は、一部内容を整理させていただきました。また、同趣旨の御意見はまとめて掲載しました。

※「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」等以外の施策等に関する御意見については、御意見のみの掲載とさせていただきました。

●本政令案等に係る御意見

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	火力2.0、地熱1.3、風力1.1という比率は、設備出力による明確な判定を可能にしますが、出力は環境負荷の代理指標にすぎません。同じ出力でも、年間稼働率、設備構造、配置、燃料、工事、資材輸送、排出抑制技術及び周辺の感受性によって影響は大きく異なります。比率以内であることだけをもって、影響が軽微又は同等と扱わないでください。	建替配慮書制度は、事業実施想定区域は大きく変わらないという建替事業の特性に鑑み、周囲の概況などの調査を不要とする一方で、建替え前の既存事業の環境影響の情報等を踏まえて、新たな工作物に関する環境配慮の内容を配慮書に具体的に記載することを求めるものです。従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。
2	建替事業について、既存工作物との距離を300m以内とし、発電所・発電設備について既存設備に対する出力比を、火力2.0、地熱1.3、風力1.1とする基準が示されています。これらの数値によって通常の新設事業とは異なる手続を適用する以上、実際の建替事例や環境影響に関する知見を踏まえ、これらの基準が環境影響の程度を適切に区分できるものとなっていることが重要です。特に、基準の境界付近にある事業についても、建替事業として扱うことによって環境影響の把握・評価が不十分とならないよう、基準設定に際して環境影響の特性を十分に考慮した制度とすること。	建替配慮書制度の対象となる建替事業の要件は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）における軽微変更要件も参考にしつつ、これまでの建替実績や技術進展、各事業種の環境影響評価書に基づく建替え前後の位置や出力、環境負荷の変化を踏まえて規定しております。また、建替事業の要件は、今後の技術進展等に応じて、適宜見直しが行われるべきものと考えております。本件の検討経緯については「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会」（令和7年10月～令和8年1月）を御参照ください。
3	衆議院環境委員会は2025年5月16日、参議院環境委員会は同年6月12日、環境影響評価法の一部改正案に対する附帯決議を行いました。両院の決議では、建替えの要件を政令で定めるに当たり、環境保全上適切な措置を講ずることが求められています。附帯決議は法規命令そのものではありませんが、行政が法律及び委任命令を運用する際に尊重すべき国会意思を示します。 したがって、今回の政令で300メートル及び出力比を定める際には、その科学的根拠、技術検討会で用いたデータ、想定事例、境界事例及び不確実性を説明しなければなりません。また、施行後の実績に基づく見直しを制度化することが、附帯決議を実効化する上で不可欠です。	【No. 1～7の御意見に対する考え方】
4	政令基準そのものを施行後に評価してください。建替配慮書の件数、事業種、距離、出力比、追加調査、住民意見、環境大臣意見、紛争、予測と実測の差、手続期間短縮及び環境改善効果を集計し、例えば施行後3年を目途に公表・見直しを行うべきです。300メートル及び各出力比が科学的・実務的に適切でなかった場合、速やかに改正できる仕組みを求めます。	
5	施行後一定期間で基準の妥当性を再評価する時期及び手続をあらかじめ定めること。また、重大な環境影響又は想定を超える影響が確認された場合には、基準の変更、合理化対象の縮小又は適用停止を行う条件を設けること。	

No.	御意見	御意見に対する考え方
6	改正法は、建替事業の「近接区域」及び規模比を政令へ委任しています。この委任に基づく数値は、対象事業の手続を左右するため、単なる技術的便宜ではありません。300メートル以内か、出力比の範囲内かによって、通常配慮書と建替配慮書のいずれが適用されるかが変わる以上、基準は法の目的に適合し、客観的に測定可能で、恣意的な分割又は配置操作を防ぎ、同様の案件に一貫して適用できる必要があります。 政令案の基準を入口の形式基準として採用すること自体には反対しません。しかし、当該基準を満たすことから「環境影響も既存施設と同等である」「周辺環境に変化がない」「追加調査が不要である」と推定してはなりません。入口基準と、実体的な環境影響の評価基準を明確に分離してください。 提案：施行通知又は主務省令において、「政令第7条の2の距離及び数値は建替事業該当性を判定する形式基準であり、調査地域、選定事項、追加調査の要否又は環境影響の軽微性を画一的に決定するものではない」と明記ください。	
7	第217回国会において、浅尾環境大臣は、環境影響評価法の施行から四半世紀以上が経過し、適用実績が蓄積したこと、前回改正法の施行から10年が経過したため附則に基づく施行状況の検討を行い、課題が明らかになったことを改正理由として説明しました。建替制度は、その蓄積を利用して手続を合理化しつつ、建替えによる環境改善を促進する趣旨を有すると理解できます。 この趣旨に照らせば、制度の正当性は、既存データが新設事業の評価に十分であること、建替えによって環境負荷が実際に回避又は低減されること、及び手続合理化によって重要な影響が見落とされないことに依存します。単に同種の工作物が近接地に存在することだけでは、これらの条件は満たされません。	
8	既存出力の2倍までを建替事業とする場合、施設規模の大幅な増加を許容し得ます。高効率化により単位発電量当たり排出量が減少しても、年間総発電量の増加により、温室効果ガス、大気汚染物質、取水、温排水、廃棄物及び燃料輸送の総量が増加する可能性があります。燃料種別、年間稼働時間、起動停止回数、最大負荷、排出原単位及び年間総量を併記し、絶対量と原単位の双方で比較してください。 燃料転換を伴う場合は、発電所内の排出だけでなく、燃料の採掘・製造・輸送、漏えい、貯蔵及び廃棄を含むライフサイクル上の影響を考慮してください。水素、アンモニア又はバイオマスの混焼等についても、名称上の脱炭素性ではなく、供給経路及び実排出に基づき評価すべきです。	建替配慮書の対象となる火力発電事業の要件を定めるに当たっては、法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業24件について、大気質、水質、二酸化炭素及び温排水熱量と建替え前後の出力比の整理を行い、特に、位置に係る環境要素である大気質、水質及び温排水熱量が概ね建替え前から大幅に変化していないことが確認される値を参考に規定しております。 また、建替配慮書の場合においては、施設の存在及び稼働により環境負荷が生じ得る環境要素について環境の保全のための配慮の内容を記載することとなります。加えて、従来の配慮書手続と同様に、選定事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとしており、この際、国又は

No.	御意見	御意見に対する考え方
9	既存施設の建て替えで、環境アセスメントの提出条件を 緩和する改定と見るが、改定に反対だ。火力発電の出力 2 倍などは、ほとんど別の施設ではないか。エネルギー問題に加え、環境問題・地球温暖化対策が 喫緊の課題となっている中、環境規制を緩和すべきではない。	地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとしています。
10	火力の出力 2.0 倍までの簡易化は、気候変動対策に逆行する 今回の政令案では、各電源が建て替え時に規定を下回った場合、「建替配慮書」の適用となり、環境アセスの配慮書段階を簡易化できるという内容になっている。火力の場合は、建て替え時の出力が既存設備の 2.0 倍以下であれば簡易化の対象となる。 しかし、火力の建て替え出力 2 倍まで簡易化することは、気候変動対策および環境保全の観点から問題がある。まず、当然ながら出力が最大 2 倍になれば、発電所全体からの CO2 の絶対排出量が増加する可能性が高まる。 この 2 倍の根拠となっている「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 報告書（令和 8 年 2 月）」p. 6 で示された図では、建替えの実績 24 件の内訳が不明であり、建て替え前が相当古い機種も含まれることが予想され、また建て替え前後の燃料転換の有無も明らかになっていない。しかも、図 5 では 1.2 倍付近で CO2 排出量が増加している事例があることを無視しており、恣意的である。 相当古い機種からの建て替えであれば効率化されるのはある意味当然だ。むしろ重要なのは「火力を今建てていいのか」という点である。現行の環境アセスメントでは、気候変動という差し迫った問題に対して、今から火力を建て替えるということの課題感が全く考慮されておらず、効率化されていれば建て替えて良いとの考えが押し出されている。 大規模な火力へ建て替えることで、今後 30-40 年にわたり CO2 を大規模に排出し続けるロックインをもたらす。G7 をはじめとする国際社会では「排出削減対策が講じられていない化石燃料火力の早期フェーズアウト」が求められており、効率向上を理由に火力の規模拡大を容認・手続き緩和することは、1.5℃目標達成に向けた国際的な気候目標と逆行する。 本案には明確に反対する。少なくとも、「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 報告書（令和 8 年 2 月）」p. 6 の恣意的な読み取りは止め、燃料や建て替え日時も加味したうえで検討しなおすべきと考える。	さらに、これまでの配慮書に対する環境大臣意見において、例えば 2035 年度、2040 年度及び 2050 年に向けて、二酸化炭素排出量の削減の取組の道筋が 1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制や休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること等を求めているところ、建替配慮書に対しても、建替え後に著しい環境負荷が生ずる懸念がある場合は、厳しい意見を述べることとなります。 なお、建替事業の要件は、今後の技術進展等に応じて、適宜見直しが行われるべきものと考えております。 【No. 8 ～10 の御意見に対する考え方】

No.	御意見	御意見に対する考え方
11	風力発電の建替えについては、今回の簡略化の対象から明確に除外するか、出力要件ではなく環境負荷（騒音、景観、バードストライク等の生態系影響）が確実に低下することを証明できた場合のみ認める制度にすべきである。	建替配慮書の対象となる風力発電事業の要件を定めるに当たっては、法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業 19 件について、土地の改変面積及び切盛量と建替え前後の出力比の整理を行った結果、明確な関係は見られませんでした。なお、風力発電事業は多くの場合、バードストライク等の鳥類等への影響が懸念されるところ、事業者が死骸調査等により鳥類への影響に関する調査を事後調査として行うケースも多くみられますが、網羅的に事後調査報告書の確認ができなかったこと等から鳥類への影響を定量化することは困難でした。さらに、今後予測される風車の大型化の傾向や、非 FIT での売電や系統接続の在り方の変化を踏まえると、今後の建替えの傾向は従前と大きく異なることが想定される一方で、その諸元の変化と風力発電事業の実施による環境負荷の増減については明らかではありません。そのため、建替要件の検討に当たっては、建替えの実績における数値や今後の建替えの傾向を参考にすることは難しいと考えられ、規模に係る数値の比の要件は、これまで行ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない範囲での事業の内容の変更を定めている軽微変更要件を参考に規定しております。
12	風力発電では、出力比1.1 以内でも、少数の大型風車への置換により、全高、ローター直径、航空障害灯、騒音、低周波音、シャドーフリッカー、景観、鳥類・コウモリ類の衝突及び森林伐採の影響が変わります。基数、全高、ローター掃過面積、配置、回転条件、管理道路及び送電設備を比較してください。既存施設で事故又は住民苦情があった場合は、その原因と再発防止を建替計画へ反映すべきです。	なお、建替事業の要件は、今後の技術進展等に応じて、適宜見直しが行われるべきものと考えております。
13	300m、規模比 1.1 等の数値について、設定根拠、不確実性及び適用限界を明確にすること。	また、従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。
14	出力比だけでなく、単機出力、基数、ローター径、高さ、配置、土地改変面積等の変化を考慮し、一定の変化を超える建替えは合理化の対象外とする基準を設けること。	【No. 11～16 の御意見に対する考え方】
15	300m 及び 1.1 については、環境上の安全距離・安全限界ではなく、建替配慮書を適用するための制度上の要件であることを、解説やガイドラインの中で明確にしていいただければと思います。	建替配慮書の対象となる地熱発電事業の要件を定めるに当たって、法に基づく手続を実施した地熱発電事業のうち、建替えが行われた事業 3 件について、建替え前後の出力の比等の整理を行ったところ、技術進展により、発電方式の変更によって出力が増加しても、蒸気量が変化せず環境負荷が変化しない事例が今後想定されます。したがって、建替事業の要件は、このような事例が対象となる値を参考に規定しております。
16	総出力だけでなく、建替前後の基数、単機出力、ローター径、ハブ高さ、最高・最低翼端高、総ローター掃引面積、造成面積、切土・盛土量、アクセス道路等も、あわせて比較対象としていただければと思います。大型化によって、総出力が同程度であっても、実際の空間利用や環境負荷が大きく変化する可能性があるのではないかと考えております。	なお、建替事業の要件は、今後の技術進展等に応じて、適宜見直しが行われるべきものと考えております。
17	地熱発電では、出力比に加え、坑井の位置・本数・深度、掘削範囲、蒸気及び熱水の採取量、還元井、地下水、温泉資源、硫化水素、地盤変動、誘発微小地震、自然公園及び生態系への影響を確認してください。主要設備が 300 メートル以内でも坑井及び配管が新区域へ広がる場合、その部分を独立して評価する必要があります。	また、従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。

No.	御意見	御意見に対する考え方
18	改築する発電施設について、規制距離・出力比が改正されているが、なぜ、原子力発電所だけ除外されているのか？ 危険性で言えば、一番規制を高くしなければいけない施設のはずだ。 他の発電施設と同様に、基準の厳格化を求める。	法では13種類の事業が対象事業として定められているところ、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号。以下「改正法」という。）において、事業特性上、建替事業が想定されない公有水面の埋立ての事業以外の12事業種を建替配慮書制度の対象となり得るものとして規定しました。このうち、本政令案では、これまでに建替えの実績があり、かつ、今後も建替えが想定される火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業について、建替事業の要件を定めることとしています。 なお、原子力発電事業も含めた、火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業以外の事業種については、従来どおりの配慮書手続を行うことになります。 また、火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業以外の事業種についても、今後の技術進展や建替事業の見込み、実績等を注視し、必要に応じて適宜建替事業の要件等の検討を行うことを想定しております。
19	「既存工作物が設置されている区域の境界」の意味を統一してください。敷地境界、主要設備の外周、事業実施区域、過去の環境影響評価における対象事業実施区域、又は事業者が権原を有する土地の境界のいずれを採るかで結果が変わります。複雑な敷地、飛地、海域、地下設備、共同利用設備及び複数事業者の設備についても例示が必要です。 距離の測定はGIS上で再現できるものとし、座標参照系、測地系、位置精度、縮尺、基準日、境界データの作成主体及び更新履歴を統一してください。距離は図面上の概算ではなく、機械可読なポリゴン間の最短距離等、再計算可能な方法で示すべきです。既存区域、新設区域及び300メートルのバッファを、公開可能な範囲で地理空間データとして提示してください。 主要工作物が300メートル以内でも、取付道路、送電線、坑井、配管、燃料設備、土捨場、資材置場、工事ヤード又は港湾設備が外側へ拡張される場合があります。この場合に建替事業へ該当し得るとしても、区域外部分を調査対象から除外してはなりません。また、複数年度又は複数事業に分割して形式的に基準へ適合させる行為を防ぐため、実質上一体の計画は一体として判定してください。	改正法において、既存工作物とは法が対象としている事業種に係る工作物であることから、火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業における既存工作物は「事業用電気工作物であって発電用のもの」となります。そのため、発電事業に係る既存工作物が設置されている区域の考え方については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第23条第1項の運用実態を踏まえ、火力発電事業は「発電所敷地」、風力発電事業は「風車設置位置」、地熱発電事業は「発電設備敷地」を既存工作物が設置されている区域としました。なお、既存工作物が設置されている区域については、今後通知やガイドライン等を活用して整理する予定です。
20	本政令案は、環境影響評価法施行令第七条の二を新設し、建替事業に該当するための要件として、「新設する発電所又は発電設備の出力」の「既存の発電所又は発電設備の出力」に対する比が政令で定める数値の範囲内であること（風力発電所については一・一）を定めるものである。すなわち、本政令案は、「発電	法における発電所の出力の考え方については、法が、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、発電事業の認可等を行う電気事業法との整合性を図る観点から、風力発電所においては「定格出力」の合計値で判断することになります。

No.	御意見	御意見に対する考え方
	所又は発電設備の出力」という概念を、建替事業該当性の判定という新たな場面において、要件の中核として直接に用いるものである。 しかるに、現行の環境影響評価法施行令には、風力発電所に係る「出力」の意義及び算定方法についての明文の定義がなく、また、この点について公的な解釈通知等も示されていない。この状態のまま本政令案が施行された場合、建替事業該当性の判定においても、「出力」の意義をめぐる解釈上の疑義が生じることとは避けられない。特に、風力発電所に係る比率は一・一と、火力発電所（二・〇）及び地熱発電所（一・三）に比して極めて小さく設定されているため、「出力」の算定方法のわずかな差異が、建替事業該当性の結論を直接左右することとなる。 例えば、既存の風力発電所が単機出力一、五〇〇k Wの風力発電機二〇基（合計三〇、〇〇〇k W）であり、これを単機出力四、二〇〇k Wの風力発電機八基に建て替える場合、「単機出力×基数」によれば新設側は三三、六〇〇k Wとなり、比は一・一二となって一・一を超過し、建替事業に該当しないこととなる。他方、ファームコントローラ等により発電所全体の最大出力を三三、〇〇〇k W以下に制御する場合には、比は一・一以内となり、建替事業に該当し得る。このように、「出力」の算定方法いかんによって、建替事業該当性の結論が正反対となる。 加えて、既存の発電所の側についても、仮に出力制御が行われている場合には、「既存の発電所又は発電設備の出力」を制御前の定格出力の合計とするか、制御後の最大出力とするかによって、比の算定結果が異なることとなる。建替事業（リプレース事業）は、既存の風力発電機を大型化しつつ基数を減らすことが一般的であり、かつ系統容量の制約から出力制御を伴うことが少なくない種類の事業であって、「出力」の意義が最も先鋭に問題となる場面である。 よって、本政令案の制定の機会に、環境影響評価法施行令における風力発電所に係る「出力」の意義及び算定方法を明確にしていきたい。この点は、本政令案により新設される第七条の二の適用においても、また、別表第一に定める対象事業該当性（第一種事業・第二種事業の別）の判定においても、共通して問題となるものである。 特に、個々の風力発電機の定格出力の合計値が規模要件又は前記の比の要件を超える場合であっても、ファームコントローラその他の設備により、発電所全体の最大出力が技術的かつ恒久的に一定値以下に制限されている場合には、当該制限後の最大出力を「発電所の出力」として取り扱うことを、施行令の解釈	なお、建替事業の要件については、令和7年10月から開催した「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会」での議論も踏まえ、適切な規模として設定したものです。

No.	御意見	御意見に対する考え方
	として明確化されたい（「技術的かつ恒久的に制限されている」と評価し得る場合の具体的な要件については、後記第2の8のとおりである。）。 なお、（仮称）西山風力発電事業の環境影響評価準備書に係る経済産業省電力安全課の補足説明（後記第2の6参照）を契機として、対象事業該当性の判定においても「単機定格出力×基数」によるべきものとする指導又は運用が既に行われつつあるとも仄聞している。仮に、今後、又は事実上既に、出力制御の有無にかかわらず「単機定格出力×基数」により対象事業該当性を判断する取扱いへの変更が図られる場合には、その算定方法、適用開始時期及び根拠を明確にするとともに、従前の行政実務を前提として具体的な事業準備を進めてきた事業について、実効性のある経過措置を設けていただきたい。あわせて、法アセス上の解釈変更が地方公共団体の条例アセスにおける「出力」概念の運用に及ぼす影響についても、十分な配慮及び整理をお願いしたい。	
21	ダム・堰の改築について、貯水面積又は湛水面積の増加だけで影響を判断しないでください。面積変化が小さくても、水位、流量、放流、堆砂、魚類移動、河川連続性、水温、下流への土砂供給、地下水、洪水時挙動及び水利用が変化します。操作規則、常時満水位、洪水調節、発電運用又は取水方法の変更を含め、流域単位で評価すべきです。 気候変動により、過去の定常性を前提とした設計及び評価は不十分となり得ます。極端降雨、洪水、渇水及び土砂流入について複数の将来シナリオを用い、下流域及び沿岸域への連鎖的影響を検討してください。	改正法により、法に基づく環境影響評価の対象となる事業の種類にダムの改築の事業が加えられたところ、本政令案において、ダムの改築の事業と類似の事業である堰の改築の事業の要件等を参考に規定しました。環境省として厳格な審査を行うなど、引き続き、効果的な環境影響評価制度の運用に取り組んでまいります。 【No. 21～22 の御意見に対する考え方】
22	ダム・堰の改築について、改築後の貯水・湛水面積が75ha以上で、かつ37.5ha以上増加する事業を第二種事業とする基準が示されています。 改築事業では、既存施設が存在することによる環境影響に加え、改築による貯水・湛水面積の増加等に伴って新たな環境影響が生じる可能性があります。 そのため、改築後の規模だけでなく、既存施設からどの程度規模が変化する場合に環境影響評価の対象とすることが適切なのかという観点も重要です。 75ha及び37.5haという規模要件については、ダム・堰の改築によって生じ得る環境影響を適切に捉えられるよう、規模の増加による環境影響の特性を十分に考慮した基準とすること。	
23	・環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案（以下「改正令案」という。）による改正後の環境影響評価法施行令（以下「新令」という。）別表第一の二の項のイの第四欄末尾の「場合に限る。）」、同項のハの第四欄末尾の「は第三十条第一項」、同項のニの第四欄末尾の「は第三十条第一項」、同項のホの第四欄末	条文は、現行法令の規定ぶりを踏まえて作成しています。体裁面については、今後の参考とさせていただきます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
	尾の「第六条第二項」、同項のへの第四欄末尾の「第六条第二項」、同項のワの第四欄末尾の「は第三十条第一項」、同項のカの第四欄末尾の「は第三十条第一項」及び同項のナの第四欄末尾の「三条第一項」の配字がおかしいため修正すべきではないか。例えば、同項のハの第四欄末尾の「は第三十条第一項」であれば、同欄冒頭の「水道法第六条第一」と字数が同一であるため配字が揃うはずだが揃っていない。この点、『府省庁横断的確認事項〔参考資料関係〕令和3年9月13日法案誤り等再発防止プロジェクトチーム』（以下「確認事項」という。）4.「配字・禁則処理のルール」（取りまとめ・別紙）の補足事項等（以下「補足事項等」という。）の（2）注2においても『書式設定のみでは対応しきれない・・・、「表や図形の挿入」などに当たっては、個々のケースに応じて適宜体裁を整えること。』とされており、実際に同項のロの第四欄後ろから2行目の「係る場合に限」は体裁が調整されているところ、少なくとも字数が同一であるものについては平仄を揃えるべきではないか。 ・新令別表第一の二の項のホの第二欄及び第三欄中「。）」の配字がおかしいため修正すべきではないか。他の箇所では2字分となっているため同項のみ書式の設定がおかしいものと思われる。その上で、案文 P10（同項のホの第二欄）の6行目については、行が49字となっており明確な案文誤りとなっているため確実に修正されたい（確認事項の補足事項等（2）番号1において禁則処理のために1行47字以下になることは許容されているが、確認事項上48字を上回ることは許容されていない。）。その際、同項のホの第二欄の6行目の「「工業用水道事業」という。）」は、禁則処理上「う。）」を次行に追い出すこととなるため留意されたい。 ・新令別表第一の二の項のハの第二欄及び第三欄、同項のニの第二欄及び第三欄、同項のホの第二欄及び第三欄並びに同項のへの第二欄及び第三欄中「『当該』ダム」と用いているが、直前はいずれも「第一種ダム新築事業」「第一種ダム改築事業」「第二種ダム新築事業」「第二種ダム改築事業」という定義語があるのみであり、『当該』で指し示すことができる「ダム」が存在しないため規定として不適切ではないか。 ・新令別表第一の二の項のワの第二欄及び第三欄、同項のカの第二欄及び第三欄、同項のヨの第二欄及び第三欄並びに同項のタの第二欄及び第三欄中「『当該』堰」と用いているが、直前はいずれも「第一種堰新築事業」「第一種堰改築事業」「第二種堰新築事業」「第二種堰改築事業」という定義語があるのみであり、『当該』で指し示すことができる「堰」が存在しないため規定として不適切	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	ではないか。 ・新令別表第一の二中「専用設備」という語が用いられているが、環境影響評価法施行令において定義されているのか。一般名詞として「専用設備」が意味するところは必ずしも明らかではなく、そのままの熟語の意義から推測するに「専ら用いる設備」を意味することを企図しているものと思料されるが、「専ら誰かが用いる」「専ら何かに用いる」など「何の専用」が意味することは依然不明瞭であるため、定義されていないのであれば定義すべきではないか。	
24	周辺の既存事業、認可済み事業及び具体化した計画事業との累積的影響を評価してください。300メートルは建替該当性の基準であり、調査地域の上限ではありません。大気、騒音、水系、生態系、渡り鳥、景観、交通及び災害リスクについて、それぞれ影響が到達する範囲を科学的に設定すべきです。既存施設周辺では、長期にわたり環境負荷を受けてきた住民が存在する場合があります。建替えによる負荷の総量だけでなく、影響を受ける集団、時間帯及び場所の変化を確認してください。高齢者、子ども、患者、低所得世帯、先住・地域文化、漁業・農業従事者等への偏在を把握し、環境利益と負担の分配を評価する必要があります。	建替配慮書においては、選定された計画段階配慮事項について、活用可能な情報と建替事業による環境影響を回避・低減するための環境配慮の方針を踏まえた調査、予測及び評価の結果を、「環境の保全のための配慮」として記載することとなります。建替配慮書における計画段階配慮事項は、重大な影響のおそれのある環境要素ではなく、「施設の存在及び稼働」により環境負荷が生じ得る環境要素を、影響要因の区分ごとに、事業特性を踏まえて選定することとなります。なお、事業特性とは、実施しようとしている事業の電源種、燃料、設備位置等やそれらについての建替え前後比較等の情報を指します。
25	鳥類・コウモリにつきましては、300mや総出力のみではなく、種、季節、地形、繁殖地・採餌地、渡り経路、飛翔高度とローター掃引域との重なり、既存施設での衝突死等についても評価していただければと思います。また、近隣に複数の風力発電事業がある場合には、累積的影響についてもあわせて評価していただければと思います。	建替配慮書に対しても、従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。 【No. 24～25 の御意見に対する考え方】
26	既存資料で環境影響を適切に評価できない場合には、現地調査その他必要な追加調査を行うことを明確にすること。	建替配慮書制度は、事業実施想定区域は大きく変わらないという建替事業の特性に鑑み、周囲の概況などの調査を不要とする一方で、建替え前の既存事業の環境影響の情報等を踏まえて、新たな工作物に関する環境配慮の内容を配慮書に具体的に記載することを求めるものです。従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。
27	既存データの活用と、最新の環境状況の確認とを分けていただければと思います。長期間の運転中には、森林、住宅、希少種、渡り経路、周辺の他の風力発電事業等が変化している可能性があるかと思われます。既存データが古い場合、不十分な場合、周辺環境に重要な変化がある場合には、新たな現地調査を行う条件を具体化していただければと思います。	建替事業の場合には、建替え前の事業と位置や規模が大きく変わらないため、新規事業と同等の調査・予測・評価ではなく、既存事業に係る情報を活用するなどの合理化された手法により配慮書手続を行うことが可能であると考えられることを踏まえ、建替配慮書の作成において、既存事業に係る情報を建替事業の環境影響の調査、予測及び評価に活用することができると考えられます。具体的には、法に基づく事後調査結果や環境監視結果、
28	比較対象となる既存工作物の状態を明確にしてください。通常運転時、最大稼働時、直近年度、複数年平均、又は設備を継続運転した将来状態のいずれかで結果が変わります。老朽化や停止により直近負荷が小さい場合、事故や異常運転で一時的に負荷が大きい場合もあります。 原則として複数年の実測値を用い、測定期間、運転条件、測定地点、測定機器、	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	検出限界、品質管理、欠測、外れ値処理及び原データの保存状況を示してください。事業者保有資料が不足する場合の判断基準を設け、公的資料、第三者資料、現地調査及び住民からの情報によって補完してください。	
29	既存施設の建替えを理由として、環境影響評価手続、特に配慮書段階における調査や複数案の比較検討を一律に簡略化・省略することには反対です。 少なくとも、以下の条件を満たさない事業については、建替えであっても配慮書段階の調査、複数案の比較検討および環境影響の評価を省略しない制度としてください。 過去に環境影響評価が実施されていない事業については、簡略化の対象外とすること。 稼働後の環境モニタリングが十分に実施されていない事業については、簡略化の対象外とすること。 建替えによって施設の位置、高さ、規模、出力、配置または設備の種類などが大きく変更される場合は、通常環境影響評価手続を実施すること。 建替えであっても、立地、配置、規模、設備構成等について複数の代替案を比較し、環境負荷のより小さい案を選択できるようにすること。 周辺の既存事業および計画中の事業との累積的な環境影響を評価すること。 生態系、鳥類、コウモリ、騒音、景観、水環境等について、既存施設の稼働実績および建替え後に想定される影響を十分に調査すること。 環境影響評価の資料、調査結果、予測・評価結果および稼働後のモニタリング結果を、住民や自治体が継続的に確認できる形で公開すること。 既存施設について過去の調査データが不足している場合や、モニタリング結果の信頼性を確認できない場合、事業者側の責任で追加調査を実施すること。 理由としては、既存施設の建替えであっても、施設の規模、構造、配置、稼働方法等が変われば、周辺の自然環境、生活環境および景観に新たな影響が生じる可能性があります。また、過去に環境影響評価を受けていない施設や、稼働後の環境モニタリングが十分でない施設については、既存施設のデータを利用して手続を簡略化する前提が成立しません。 特に、過去の環境影響評価が実施されていない場合、現在の環境の状況や累積的な影響を適切に把握できないおそれがあります。また、周辺に複数の発電施設等が存在する場合には、個別事業ごとの評価だけでは、鳥類、生態系、騒音、景観、水環境等への累積的な影響を十分に把握できません。 環境影響評価の簡略化は、既存施設に関する十分な調査結果と、信頼できる稼	国、地方公共団体等が有する既存の資料等が想定されます。加えて、事業者による自主的な調査の結果も活用可能です。また、既存事業が環境影響評価手続の対象外であった等の理由により、事後調査結果や環境監視結果等の既存事業の稼働に関する活用可能な情報を保有していない場合には、計画段階配慮事項について適切に予測及び評価を行うことが必要な程度において、文献調査等により建替配慮書作成時に既存事業に係る情報を収集することが考えられます。 なお、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続以降は通常と同じ環境影響評価手続を実施することになります。例えば、調査については、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査地域の自然条件及び社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとなります。 【No. 26～30 の御意見に対する考え方】

No.	御意見	御意見に対する考え方
	働後のモニタリング結果が存在する場合に限るべきです。建替えであることだけを理由として、配慮書段階の調査や複数案の比較を一律に省略することがないよう、対象事業の要件を厳格に定めてください。	
30	現行法第3条の3は、通常の配慮書に、事業の目的及び内容、事業実施想定区域及びその周囲の概況、計画段階配慮事項ごとの調査・予測・評価結果等を記載させています。この「周囲の概況」と「調査・予測・評価結果」は、事業区域の内側だけを見て判断することを防ぎ、影響を受ける地域及び住民が検討に参加する基礎です。 建替配慮書について、既存工作物の環境影響に関する事業者保有資料を中心に評価することには効率性があります。しかし、事業者保有資料は、過去の規制項目、測定目的及び設備管理上の必要に応じて収集されたものであり、新たな科学的知見、近年の土地利用変化、希少種の分布変化、気候変動及び住民の生活環境変化を必ずしも反映しません。不足が疑われる場合に、公的資料、現地調査及び専門家助言へ確実に移行する基準を設ける必要があります。	
31	改正案では、「既存工作物の存在（中略）により現に生じている環境影響（以下「既存工作物環境影響」という。）に関する情報を、原則として事業者が有する既存の資料等により収集し、…」とされているが、事業者が有する既存の資料として想定される情報は、現に生じている環境影響に関する情報に限られるものではない。環境モニタリングデータが十分ではないなど、環境影響に関する情報の収集が困難な場合には、既存工作物を排出源とする環境負荷の量に関する情報、既存工作物に係る環境配慮の方針等の情報を収集することが有用である。 以上の理由から、改正案の「既存工作物の存在（中略）により現に生じている環境影響（以下「既存工作物環境影響」という。）を「既存工作物の存在（中略）により現に生じている環境影響、既存工作物を排出源とする環境負荷量、又は既存工作物に係る環境配慮の方針等（以下「既存工作物環境影響等」という。）」に変更することが妥当と考える。（次項（5）の「既存工作物環境影響」も「既存工作物環境影響等」に変更）	御指摘の既存工作物を排出源とする環境負荷の量及び既存工作物に係る環境配慮の方針に関する情報については、「既存工作物環境影響に関する情報」に含まれると考えています。
32	建替事業では、既存工作物の存在や供用に伴って現に生じている環境影響を「既存工作物環境影響」として把握し、建替事業による環境影響と比較することとされています。この比較において、既存工作物による環境負荷が大きい場合、それを単なる現状として固定的に扱うのではなく、建替えによって環境影響をさらに低減できる可能性についても十分に検討することが重要です。	建替配慮書においては、既存工作物環境影響を踏まえ、建替事業による環境影響を回避し、又は低減するための環境配慮の方針を検討し、当該方針の内容を踏まえた建替事業の実施による環境影響の程度について、既存工作物環境影響と比較すること等により、建替え後の環境影響を把握することとしています。なお、建替配慮書に記載する環境配慮の方針としては、

No.	御意見	御意見に対する考え方
	「既存より悪化しない」という比較だけにとどまらず、建替えを契機として環境負荷を低減できる場合には、その可能性も適切に評価できる制度とすること。	既存事業で実施されている環境保全措置の継続や、既存事業で実施されている環境保全措置の技術進展等を踏まえた追加の措置の導入、活用可能な情報を踏まえた新たな措置の導入、活用可能な情報を踏まえた環境保全措置の見直し等が想定されます。
33	通常の計画段階配慮では、位置等に関する複数案が設定されている場合、それぞれの案について環境影響を比較することが基本とされています。 一方、建替事業では、既存工作物環境影響に関する情報を活用し、建替事業による環境影響を既存工作物環境影響と比較する方法が示されています。 しかし、既存工作物の環境影響を把握することと、複数の事業計画を比較して環境影響のより小さい案を検討することは、異なる役割を持つものです。 そのため、建替事業において複数案を設定しない場合には、既存工作物との比較だけに依存することなく、事業の位置、規模、配置、構造等について、実行可能な範囲で環境影響を回避・低減する選択肢を検討できる仕組みを確保することが必要と考えます。	また、従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。 【No. 32～34 の御意見に対する考え方】
34	既存施設が現在の環境基準又は最新知見に照らして問題を有する場合、その高い負荷を新設施設の許容基準にしてはなりません。比較は、①既存施設の実績、②既存施設を継続運転する場合、③廃止して新設しない場合、④建替案、⑤合理的な環境保全措置を加えた案、の少なくとも複数の状態を示すべきです。	
35	改正案では、「…計画段階配慮事項の選定に当たっては、(中略)、当該第一種事業の内容に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、…」とされている。環境影響評価法施行令に定める距離及び規模の要件に合致する発電所の建替事業においては、一般的に既存事業から立地が大きく変わらず、工事の実施や地形改変等による影響は限定的である。また、建替配慮書においては、既存工作物環境影響等を収集して調査、予測及び評価を行うことを踏まえれば、施設の存在及び稼働により生じうる環境要素を計画段階配慮事項として選定することが適当である。なお、2026年2月の「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会報告書」の「II. 建替配慮書 4-2. 環境の保全のための配慮の内容 (1) 計画段階配慮事項の選定」においても、「建替配慮書の場合は、重大な影響のおそれのある環境要素ではなく、「施設の存在及び稼働」により環境負荷が生じうる環境要素を、影響要因の区分ごとに、事業特性を踏まえて「計画段階配慮事項」として選定する。」とされている。以上の理由から、改正案を以下のとおり変更することが妥当と考える。・「…計画段階配慮事項の選定に当たっては、(中略)、当該第一種事業の内容に関する情報等を踏まえ、影響要	工事の実施に係る影響要因については、既存工作物から立地が大きく変わらない場合でも、周辺環境に対して重大な環境影響が想定される環境要素があり得るため、通常の配慮書と同じく「影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する」こととしています。また、基本的事項における影響要因の区分については別表のとおり、「工事」「存在・供用」と規定されており、それぞれの事業ごとに、事業内容に応じて影響要因を適切に区分することになります。

No.	御意見	御意見に対する考え方
	因の区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、…」を「…計画段階配慮事項の選定に当たっては、（中略）、当該第一種事業の内容に関する情報等を踏まえ、施設の存在及び稼働に係る影響要因の区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、…」に変更する。・本項末尾の「この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ当該計画段階配慮事項の計画段階配慮事項を選定するものとする。」を削除する。	
36	新設施設については、既存施設との相対比較に加え、現行の環境基準、地域の環境保全計画、2050年カーボンニュートラル、生物多様性国家戦略、防災計画及び最新の利用可能な技術との整合性を評価してください。「実行可能な範囲」の判断についても、事業者の費用又は工程だけでなく、環境影響の重大性、不可逆性、代替技術及び地域住民が負担する外部費用を考慮すべきです。	建替事業に係る計画段階配慮事項の評価は、当該計画段階配慮事項の調査及び予測の結果を踏まえ、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとしております。また、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとしております。
37	告示案が、専門家助言の内容、専門分野及び所属機関の属性を明らかにする方向を示していることを支持します。加えて、専門家と事業者、調査会社又は設備供給者との契約、資金提供その他の利益相反を、評価の信頼性に影響する範囲で開示してください。重要な予測は、異なる専門分野の複数者又は独立した第三者によるレビューを活用してください。地域の自然環境、災害履歴、生活環境及び文化について、地方公共団体、地域研究者、住民及び地域産業の知見も科学的情報として適切に位置付けるべきです。	建替事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとしております。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとしております。
38	建替事業における計画段階配慮事項や調査・予測・評価の手法について、必要に応じ専門家等の助言を受け、客観的かつ科学的な検討を行うこととされています。建替事業では既存資料を活用することから、資料だけでは把握しにくい環境影響や地域特性について専門的な知見が重要になる場合があります。そのため、専門家等の助言については、助言を受けた場合の内容及び専門分野を明らかにする現在の仕組みを実効性のあるものとし、必要な専門的知見が適切に環境影響評価へ反映される制度とすること。	【No. 37～39の御意見に対する考え方】
39	建替事業に係る調査では、原則として事業者が有する既存資料等を活用し、それでも必要な情報が得られない場合には国や地方公共団体等の資料を活用することとされています。既存資料の活用は合理的である一方、資料の作成時期、調査方法、対象範囲等によっては、現在の環境状況や建替事業による影響を十	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	分に把握できない場合があります。そのため、既存資料を活用する場合にも、その内容や現在の環境状況との整合性を適切に確認し、必要な場合には専門家の知見や現地調査等を活用できる仕組みを確保することが重要と考えます。	
40	国会審議で最も重大な懸念の一つは、建替配慮書が作成されても行政へ送付・公表されず、住民意見及び環境大臣意見の対象にならない場合、外部チェックが働かないという点でした。通常配慮書と全く同じ手続を要求しないとしても、建替配慮書の存在、対象区域、既存施設との差異、主要な評価結果、環境配慮方針及び追加調査の可否は公表すべきです。 少なくとも、著しい影響のおそれ、既存データの不足、区域外への拡張、住民苦情、希少種、自然公園、災害リスク、重大な出力・構造変更又は複数事業の累積がある場合には、環境大臣及び関係地方公共団体へ送付し、意見を求める仕組みを設けてください。	建替配慮書における意見聴取手続については、従来の配慮書手続と同様に、計画段階配慮事項についての検討を行う段階における関係する行政機関及び一般からの環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとしております。また、建替配慮書における意見聴取を行う際には、当該事業が建替事業であることを示すことが考えられます。 なお、従来の配慮書手続と同様に、環境大臣意見の提出機会を設けており、必要があれば、厳しい意見を述べていくこととなります。 【No. 40～42 の御意見に対する考え方】
41	建替事業に係る計画段階環境配慮書については、一般から環境の保全の見地からの意見を求める手続を確実に実施することを基本的事項に明記すべきである。また、既存事業について事後調査が実施されている場合には、その結果、事前予測との相違、実施した環境保全措置及びその効果を配慮書に明示し、これらについても一般が意見を述べることができるようにすべきである。	
42	2025 年 6月6日の参議院本会議では、建替配慮書により、位置が大きく変わらないことを理由として周囲の概況等の調査が不要となる点、その対象が風力発電だけでなく火力発電等にも及ぶ点について質問がありました。6月12日の参議院環境委員会では、複数案の検討や重大影響を回避するための調査・予測・評価が弱まるのではないかと、建替配慮書が行政へ送付・公表されず環境大臣意見の対象とならないなら外部チェックが働かないのではないかと、という具体的懸念が示されました。 これらの発言は特定会派の評価を含むものですが、制度設計上の論点は党派を超えて重要です。すなわち、①手続の合理化と環境保全水準の維持をどう両立させるか、②既存施設との比較が恣意的にならないか、③外部から検証できるか、④方法書以降の手続へどのように引き継ぐか、という問題です。	
43	住民及び関係行政機関が、建替事業による変更点を容易に理解できる表示方法を定めてください。既存工作物と新設工作物の差異について、出力だけでなく、区域、構造、配置、設備数、高さ、運転条件、排出量、工事内容及び環境保全措置を対照表及び地図で示すべきです。 大量の技術資料を公開するだけでは、実質的な意見提出の機会を確保したこと	建替事業の事業特性を把握するため、建替配慮書における「第一種事業の目的及び内容」の作成に当たっては、通常の配慮書の記載事項に加え、建替事業の要件に該当していること及び事業の建替え前後の差異を示すことが重要であり、追加する記載事項としては、建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項や、建替え前後の設備等（サイズ、発電方式等）の比

No.	御意見	御意見に対する考え方
	になりません。主要な変更点、影響の増減、評価上の不確実性及び採用しなかった環境保全措置を、専門外の住民にも理解できる要約として示してください。地図上で既存区域、新設区域、300メートル範囲、主要設備、調査地点及び影響予測範囲を重ねて閲覧できる仕組みも有効です。	較表等が考えられます。
44	建替事業では、既存工作物の停止、解体、基礎撤去、大型設備の搬出、廃棄物処理、土壌掘削、資材搬入及び新設工事が連続します。アスベスト、重金属、油、有害化学物質、汚染土壌、地下構造物及び残置物が存在する可能性があります。解体と新設を別案件として切り離さず、一連の事業の総負荷を評価してください。告示案は工事影響について重大性に応じて選定するとしています。建替事業では解体が固有の主要影響要因です。廃棄物量、再使用・再資源化率、工事車両、騒音、振動、粉じん、水質、土壌、温室効果ガス及び事故リスクを原則確認項目とし、省略する場合は理由を示してください。	既存工作物の除去工事と新設工作物の新設工事が一連性を有する場合は、除去工事も法に基づく環境影響評価の対象事業として整理されます。 【No. 44～45 の御意見に対する考え方】
45	撤去、造成、基礎工事、搬入路等を含む工事時の新たな環境影響についても、必要性に応じて適切に評価すること。	
46	本文中の「…当該計画段階配慮事項の計画段階配慮事項を選定する…」の記載は、「…当該計画段階配慮事項を選定する…」が正しいと思われる。	「当該第一種事業に係る計画段階配慮事項を選定する」に修正しました。
47	建替に距離・出力比等の詳細基準を新設し、配慮書記載・選定指針を細かく定めるのは、依然として複雑な規制追加です。再エネ建替を含む事業者には追加調査負担を強いるのは、行政事務削減に反し、過剰介入です。再エネ以外の必要なインフラ建替は手続を大幅省略し、再エネはむしろ規制強化で抑制すべき。	配慮書手続は事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階において環境配慮を行うものであり、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことで、事業計画の検討の早期の段階において、柔軟な計画変更により重大な環境影響の回避・低減を図ることを目的としています。計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定することを基本としており、計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して複数案から一案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものとされています。こうした配慮書手続は、特に、大規模な新規開発を行う場合において、環境保全の観点から、有効であると考えられます。 一方、建替事業の場合には、建替え前の事業と位置や規模が大きく変わらないため、新規事業と同等の調査・予測・評価ではなく、既存事業に係る情報を活用するなどの合理化された手法により配慮書手続を行うことが可能であると考えられます。そこで、建替事業に係る環境影響評価手続の合理化を図るため、改正法において新たに建替配慮書制度を設け、建替事業を
48	今回の要件でどの程度の更新を計画する既設事業が恩恵を受けるのでしょうか。そのあたりの背景が見えません。本来やるべきは、新設による新たな改変を既設施設を再活用することで、環境負荷を小さくすることといえます。風力発電機では、今ある施設の1.1倍に相当する機器は販売されておらず、施設総量としてみたら該当するものの、1機あたりでみれば今回提示された範囲内に収まる風力発電機を探すことが難しいのが実状である。その点では現実に即した改正ではない。やってもらいたいことは既設事業地を活用することで、環境影響の測定、予測評価の軽減であり、そのあたりが明示されていない点では、特に今回の改正が恩恵を受けることはないであろう。特に更新が必要な事業は、既に機器の耐用年数に近づいており、継続的な使用が難しい状況にある。そのため、新設よりも早く審査を終わらせ、機器更新を行わないと、想定外の事故にも繋がり兼ねないリスクが高まっている。このため、早々に何らかの方策を検討すべきであり、今回の改正がこうした切迫した状況である点が考慮さ	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	れておらず、事業者などのヒアリングを実施するとともに、既にある事業において発生する環境影響を精査し、どの環境測定分野は調査、予測評価を低減しても問題ないのか、そうした観点での改正が望まれるところである。	行おうとする者は、従来の配慮書に代わり、一部の記載事項が変更された建替配慮書の作成を行うこととしました。
49	仮に環境影響が少ないとしてアセスメントの手続きを簡略化・短縮化する場合であっても、地域住民に対する十分な説明会と、建替えに関する「再同意」のプロセスを事業者には義務付ける条項を追加すべきである。	また、建替配慮書においても、従来の配慮書手続と同様に、対象事業の実施が想定される地域の住民をはじめとする一般の方々、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされていることに加え、計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、事業者において、必要に応じ専門家等の助言を受けること等が想定されます。
50	本改正案は、既存工作物を除却又は廃止し、同一又は近接した区域に同種の工作物を新設する建替事業について、既存工作物による環境影響との比較を基礎として環境配慮を検討する制度を具体化するものです。既存施設について長期間蓄積された測定値、運転実績及び地域との関係を活用し、老朽設備の更新、脱炭素化、安全性向上及び環境負荷低減を進めることには合理性があります。しかし、建替えは単なる部品交換ではありません。設備の大型化、配置変更、燃料転換、稼働率変更、新技術導入、付帯設備の新設、工事区域の拡張等によって、影響の種類、範囲及び受忍主体が変わります。既存工作物が存在するという事実のみをもって、周囲の現況把握、複数案、行政関与又は住民参加を弱めれば、環境影響評価法が長年かけて獲得した予防的・参加的機能が失われます。したがって、本制度は「既存情報を用いて質を維持しながら重複調査を減らす制度」として運用すべきであり、「既存施設があるため評価を省略できる制度」としてはなりません。	なお、建替配慮書に対しても、環境大臣は環境の保全の見地からの意見を述べることができ、また、事業者は方法書手続以降は通常と同じ環境影響評価手続を実施することになります。 【No. 47～52 の御意見に対する考え方】
51	環境影響評価法第2条第1項は、環境影響評価を、環境要素ごとの調査、予測及び評価だけでなく、その過程で環境保全措置を検討し、当該措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価するものと定義しています。すなわち、同法の目的は、完成した計画の影響を事後的に説明することではなく、計画形成の過程で情報を得て、代替案及び環境保全措置を検討し、より良い意思決定へ反映することにあります。 環境影響評価は、調査・予測・評価を行うとともに、その過程で環境保全措置を検討し、措置後の影響を総合的に評価する制度です。建替制度の簡略化も、この法定義を空洞化させない範囲で設計されなければなりません。	
52	第140回国会における制定審議では、従来の閣議決定要綱に基づく制度を法律制度へ高めるに当たり、対象事業を個別に判定するスクリーニング、調査・予測・評価項目を早期に絞り込むスコーピング、事後のフォローアップ、地方公共団体及び住民等の意見提出機会が重要な改善点として説明されました。1997年5	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	月21日の参議院環境特別委員会で石井環境庁長官は、スクリーニングとスコーピングを導入し、地方公共団体や住民等の意見を聞いて調査項目を選定する制度である旨を説明しています。 同年 5月30日の参議院環境特別委員会公聴会では、中央環境審議会の検討に関与した研究者、地方制度の審査経験を有する専門家、法律家らが制度の科学性、情報公開及び参加手続を論じました。制定時の議論から導かれる核心は、環境影響評価の信頼性が、事業者内部の技術判断だけではなく、早期段階の情報提示、外部の知見、理由の説明及び手続の追跡可能性によって支えられるという点です。 建替事業について通常の配慮書とは異なる仕組みを設ける場合でも、この歴史的に確立した原則を後退させるべきではありません。重複調査を省くことと、外部チェックを省くことは同義ではありません。既存データを再利用するほど、そのデータの取得条件、完全性、代表性及び改訂履歴を第三者が確認できる仕組みが重要になります。	
53	2025 年 6月12日の参議院環境委員会では、通常的环境影響評価において、配慮書段階の検討経緯及び環境情報を方法書以降へ反映する「ティアリング」が、環境配慮の充実と手続効率化の双方に資するものとして議論されました。建替配慮書で得られた情報も、方法書、準備書、評価書、許認可及び事後調査へ構造的に引き継がれる必要があります。 建替配慮書を作成しただけで終わらず、どの情報、予測、不確実性及び環境配慮方針が後続手続へ移されたか、後続段階で何が変更されたかを追跡可能にしてください。これにより、初期段階の簡略化が後続段階での見落としにつながることを防止できます。	いただいた御意見は、今後の更なる効果的・効率的な環境影響評価制度の実現に向けた検討に活用させていただきます。 【No. 53～65 の御意見に対する考え方】
54	環境影響評価の図面を PDF 画像だけで提出すると、境界、距離、面積及び影響範囲を第三者が再計算できません。既存区域、新設区域、設備配置、調査地点、予測範囲及び保全措置について、GeoJSON、GML、GeoPackage 等の標準的な機械可読形式、又は同等の公開仕様を採用してください。 各データには、作成者、取得日時、座標参照系、位置精度、測定方法、単位、ライセンス、改訂履歴及び品質情報を付してください。希少種、重要インフラ及び営業秘密は保護すべきですが、位置精度の調整、集約又はアクセス制御により、必要最小限の非公開と検証可能性を両立できます。 国、地方公共団体及び事業者が同じ基盤データを再利用できれば、重複調査の削減という改正目的にも合致します。情報公開と効率化は対立するものではな	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	く、標準化されたデータ基盤によって同時に実現できます。	
55	大気拡散、騒音伝搬、水文、生態系、景観及び災害リスクの予測について、モデル名・版、入力データ、主要仮定、境界条件、パラメータ、検証データ、誤差指標及び適用限界を記録してください。複数の合理的前提がある場合は、単一値ではなく感度分析及び不確実性の幅を示すべきです。 衛星画像解析、種分布予測、異常検知等に AI を利用する場合、AI 出力のみを根拠として重大な影響がないと判断せず、専門家確認及び現地調査と組み合わせてください。行政が審査支援に AI を使う場合も、人が最終判断し、評価項目の除外理由を説明できるようにしてください。 評価結果だけでなく、入力から結論までのデータ来歴、ソフトウェア構成、実行環境及び乱数条件等を保存し、モデル更新後も過去結果を再現できるようにしてください。これは科学的信頼性だけでなく、紛争時の検証及び次回建替え時のデータ再利用にも有効です。	
56	私は、GIS、地理空間データ処理、座標変換、環境・物理シミュレーション、AI 及び高信頼ソフトウェアを統合した、世界的にも例の少ない Pure Rust 基盤を開発しています。この実装経験から、環境影響評価のデジタル化では、単に地図や予測結果を電子化するだけでなく、入力データから結論までの来歴、使用した座標参照系、モデル及びパラメータの版、計算結果の再現性並びに長期的なデータ可搬性を確保することが重要であると考えます。 環境影響評価に用いる情報基盤について、オープンな地理空間標準、機械可読なメタデータ、特定ベンダーに依存しないデータ形式、監査可能性、再現可能な計算環境及びソフトウェアのメモリ安全性を、調達・設計・運用上の評価項目とすることを提案します。制度や事業者が変わっても過去の調査結果を再利用でき、国、地方公共団体、事業者、専門家及び住民が同じ情報を基礎として議論できる環境を整備してください。	
57	事後調査制度について、調査結果の公表だけでなく、事後調査報告書に対して住民、専門家その他の関係者が意見を提出できる手続を設け、その意見及び行政による審査を踏まえて、追加的な環境保全措置の必要性を判断する制度に改めるべきである。	
58	再生可能エネルギーの導入を進めることは重要だと考えています。一方で、太陽光発電施設の設置のために森林や豊かな自然環境が失われることには懸念があります。	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	特に、森林伐採を伴う事業については、発電規模だけではなく、生態系、水環境、土砂災害のリスク、景観など、その土地の特性を十分に考慮して環境影響評価の必要性を判断できる制度にしたいです。 また、新たに森林や自然を開発する前に、住宅・工場・公共施設等の屋根、駐車場、既に開発されている土地など、自然環境への負荷が比較的小さい場所への設置を優先・促進する仕組みを強化してほしいです。 再生可能エネルギーの普及と自然環境の保全をどちらか一方にするのではなく、両立できる制度を望みます。 さらに、地域の自然環境や暮らしに大きな影響を与える可能性のある事業については、地域住民の意見を十分に聞き、その意見が環境影響評価や事業計画に適切に反映される仕組みを整えていただきたいです。	
59	事後調査データは、次の建替事業の評価にも利用できる公共的な知見となるため、機械可読形式で蓄積し、営業秘密及び希少種情報等に配慮しながら公開してください。	
60	住民が意見を提出できる期間、方法及び資料形式を全国で統一し、オンラインだけでなくアクセシビリティに配慮した代替手段を確保してください。提出意見に対しては、個別回答を義務付けない場合でも、主要論点をどのように考慮したかを整理して公表すべきです。	
61	事後モニタリング結果を適切に蓄積し、希少種の生息・繁殖情報等の保全に配慮しつつ、可能な範囲で公開・共有していただき、将来の環境保全措置や建替基準の見直しに反映できる仕組みを整備していただければと思います。	
62	建替後の監視項目、測定地点、頻度、期間、基準値及び対応措置を評価段階で定めてください。実測値が予測範囲又は環境保全目標を超えた場合は、追加調査、運転条件変更、設備改善、影響低減措置及び関係者への通知を行う順応的管理が必要です。	
63	制度施行後の建替事例について、建替え前の予測と建替え後の実測結果を継続的に比較・検証し、その結果を公表する仕組みを設けること。	
64	生活環境について、残留騒音、昼夜差、振幅変調音、純音性騒音等を含め、建替後の仕様に基づく予測と、稼働後の実測とを接続していただければと思います。予測を上回る影響が確認された場合には、運転方法の変更等を検討できるような手順も必要ではないかと考えております。	
65	本改正案は、ダム建設、地熱発電、河川改修など、環境に大きな影響を与える事業に対する環境影響評価（アセスメント）の対象や基準を見直すものと理解	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	しております。再生可能エネルギー事業や災害対策事業の増加に対応しつつ、環境保全と開発のバランスを取るという趣旨自体には賛同いたします。しかし、公開資料を拝見する限り、成果目標や KPI（客観的な効果検証指標）が明示されておらず、この改正によって環境影響評価制度がどの程度改善されるのか、どのような状態を目標としているのかが分かりにくいと感じました。制度の有効性は感覚ではなく数値でしか評価できませんので、KPI の設定は不可欠と考えます。 この案件に必須と思われる KPI の例として、以下を挙げます。 1. 環境影響評価の実施率 ・基準値：現行の実施率 ・目標値：対象事業について 100%実施 2. 審査期間の短縮度 ・基準値：現行の平均審査期間 ・目標値：一定割合の短縮（例：20？30%短縮） ※短縮しすぎると環境保全が不十分になるため、適切なバランスが必要です。 3. 評価結果の公開率 ・基準値：現行の公開率 ・目標値：100%公開 4. 住民意見の反映率 ・基準値：現行の反映率 ・目標値：数年で〇%向上 5. 環境負荷の低減度 ・基準値：現行の環境負荷指標（騒音、水質、生態系など） ・目標値：数年単位で〇%低減 6. 事業者の遵守率 ・基準値：現行の遵守率 ・目標値：100%遵守 これらの KPI を算出するためのデータは、以下の主体が責任を持って収集・整理することが望ましいと考えます。 ・環境省：環境影響評価の実施状況、審査期間、評価結果の公開状況、全国の環境負荷データ ・事業者（ダム・地熱発電・河川改修など）：評価結果、環境対策の実施状況、住民説明会の記録	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	・自治体：地域環境データ、住民意見の反映状況 ・研究機関：生態系への影響分析、環境負荷の長期的変化の評価 次に、行政手続法 39 条 2 項が求める「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」になっているかどうかについてです。本改正案は、題名や根拠条文、改正の概要は示されており、形式的には要件を満たしているように見えます。しかし、一般の納税者や文系の公務員の方が読んだ場合、「どの事業がどの基準で評価されるのか」「その結果として、どの程度環境負荷が減ることを目指しているのか」「制度がどのように改善されるのか」が直感的には分かりにくい構成になっているようにも感じられます。特に、成果目標や KPI、効果検証の方法が示されていないため、「国民にとって具体的かつ明確」と言える水準には十分達していない部分があると考えます。 ここで申し上げたいのは、行政官の方々を一方的に非難することではなく、「納税者にとって分かりやすい説明が、結果として行政への信頼を高める」という点です。技術的に高度な分野であっても、一般向けの概要、成果目標、検証方法を補うことで、行政手続法の趣旨により近づけることができると思います。もし現状の説明が、一般の方から見て十分に具体的・明確と言えないのであれば、その点を率直に認識していただき、今後の資料作成や制度設計の改善につなげていただきたいと思います。 また、本改正案には成果目標も KPI も明示されていないため、以下の趣旨を、文系で法学部卒の公務員の方にも分かりやすい形で追記していただくことを希望いたします。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM（エビデンスに基づく政策立案）および行政事業レビューの考え方に照らし、本案件について成果目標や客観的な効果検証指標が設定されていないのであれば、その理由を分かりやすく示してください。そのうえで、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値、達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたような KPI は欧米では一般的に用いられているとされますので、必要であれば欧米の関係者にも確認しながら検討していただければと思います。」 なお、「客観的な成果目標や KPI」は、思いつくものを全て並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば、現場での勘違いや見逃し、誤記載が増え、結果として使えないデータになってしまいます。人が最短時間で作業	

No.	御意見	御意見に対する考え方
	を終えられるようにしつつ、最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただきたいです。 また、「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、環境負荷の増減や事故リスクの変化を数値で把握できるようになり、危険性に早期に気づく機会が生まれます。最初から 100%完璧な成果目標や KPI を作ることは現実的ではありませんので、まずは 50%程度の完成度を目安に設定し、2 か月または半年ごとに見直す運用を提案いたします。改善を続けること自体が制度の強みになると考えます。特に法学系出身の文系の方は「100%完全でなければいけない」と考えがちですが、何であれ 100%完全だと判断できる人はそもそも存在しない、という事実を前提に、「改善を続けることが行政の信頼性を高める」という視点を持っていただければ幸いです。 以上、環境影響評価制度が本来の目的である環境保全と安全な国土利用を確実に達成するためにも、成果目標と KPI の設定、データ収集の役割分担、検証結果の公表について、前向きな検討をお願い申し上げます。	

●本政令案等以外の施策等に関する御意見

No.	御意見
66	風力発電は低周波音・騒音による健康被害（睡眠障害、頭痛、ストレス等）が各地で報告され、住民生活を深刻に脅かしています。太陽光発電は火災時の消火困難性・有毒ガス発生・パネル落下リスクが指摘され、大規模施設では周辺住民・消防の安全を危険に晒します。 さらに、再エネ賦課金が無制限に上昇し続けている点も重大な問題です。国民の電気料金に上乘せされ、家計・企業を圧迫し続けているにもかかわらず、建替を容易にすれば賦課金負担がさらに増大します。これは減税を求める立場から絶対に容認できません。再エネ建替については手続を厳格化し、原則として新規同様の厳しい評価を義務付けるか、推進自体を見直すべきです。日本人の健康・安全・家計を第一に、再エネ依存を減らし、賦課金を削減・廃止する方向へ転換してください。
67	風力発電やソーラーパネルは鳥やその他の動物にとっても悪影響なので間隔を空けたら建ててもいいということではなく廃止して下さい。 鳥は恐竜の生き残りです、絶滅したらもう二度と現れません。
68	再エネ建替促進は補助金・系統接続コスト・賦課金を増大させ、電力料金や税金負担を増やします。減税派として、再エネ関連の無駄な支出を削減し、浮いた財源を減税に回すことを求めます。詳細基準による事業者コスト増も国民負担に直結します。
69	太陽光パネルの多くは中国産であり、品質・セキュリティ・供給リスクが深刻です。火災危険性も中国製に起因する事例が少なくありません。風力も中国企業関与が拡大しています。建替評価で中国製品・中国企業の排除を義務付け、日本人技術・国内製造を優先してください。再エネ推進は中国依存を深め、賦課金を通じて日本人から中国へ富を流出させるだけです。
70	再エネの間欠性は電力安定供給を損ないます。建替を容易にすれば被害地域が拡大し、賦課金負担も増え、国民の反発を招きます。真の環境保全は、健康被害と無制限賦課金を生む再エネ拡大ではなく、安全で安定した電源の確保です。
71	数値基準が恣意的で、再エネ優遇になりかねない。 専門家助言・意見聴取の強化は事務負担を増やすだけ。 全体として再エネ推進を隠れ蓑に規制を温存・拡大し、賦課金を無制限に上昇させる恐れ。